

人事担当者経由  
タダノ健康保険組合行

扶養家族現況届(兄弟・姉妹その他)

- (注)・扶養申請の理由別に添付書類が必要になります。
・扶養認定に基づく重要な書類ですので正確にご記入ください
・記載漏れ・書類不備等がありましたら、提出された書類一式返却します。
・必要に応じて他の書類も提出していただく場合があります。
求める書類が提出できない場合は扶養に認定はできません。

被保険者氏名(自署)
健保 太郎
今回扶養に申請する者の氏名(自署)
健保 良子

被保険者(本人)の氏名を被保険者(本人)が自筆で記入してください

扶養申請する方の氏名を負傷申請者本人が自筆で記入してください

①扶養申請する方について記入してください

①扶養にしたい方の氏名等

扶養にしたい方の氏名等
氏名: 健保 良子
生年月日: 昭和45年12月1日(24歳)
続柄: 妹
扶養を始めた日: 令和4年12月1日
今まで加入していた健康保険: 国民健康保険 2 全国健康保険協会(本人・家族) 3 健康保険組合(本人・家族) 4 共済組合(本人・家族) 5 未加入

扶養に入れたい日を記入

②扶養申請事由 該当する項目が複数ある場合はすべて回答し、扶養家族現況届・誓約書・添付書類をそろえて提出してください。

今まで加入していた健康保険

Table with 2 columns: 申請事由, 添付書類. Includes items like 入社, 退職, 資格喪失, etc.

②扶養申請について、該当するもの全に✓をし(複数ある方は複数✓記入)、それぞれ全ての添付書類を提出してください

③退職を理由に扶養申請される方は、失業保険の資格について記入し、該当する事由の添付書類を提出してください
失業保険受給中は日額3,611円(60歳以上は5,000円)を超えると扶養不可です。
扶養認定後、失業保険開始され日額が3,611円(60歳以上は5,000円)を超える方は扶養から削除の手続きをお忘れしないようお願いします。

③扶養申請者の雇用失業保険の受給について該当する項目に✓してください

Table with 2 columns: 雇用失業保険の受給について, 添付書類. Includes items like 失業保険受給予定, 失業保険受給中, etc.

④収入がある方は該当するもの全て(複数ある方は複数回答)に年間収入金額を記入し、添付書類を提出してください

④扶養申請者の年間収入について回答してください

Table for annual income reporting with columns for current income, 1-year income, and total income.

自営業については、「健康保険上認められる経費」と「税法上認められる経費」は異なります。そのため確定申告した収入金額が認められる訳ではありませんので、健保組合で確定申告書を元に「健康保険上認められる経費」を確認させていただきます

⑤同居の方
扶養申請者と被保険者(本人)が同居の方は同一世帯の生活実態を記入してください
主とする生活維持の実態が被保険者(本人)でないと扶養は認められません

⑤生活関連について(生活維持確認のため)

Table for living conditions with columns for residence, taxes, food, and support.

上記、「現在の収入に関する事項1~4」までの合計額を記入してください。
合計が130万円(60歳以上は180万円)以上の方は扶養は認められません。

⑤別居の方
扶養申請者と被保険者(本人)が別居の方は被保険者(本人)からの収入で生活している経済的扶養の条件が必須です。
そのため、扶養申請者の収入以上の仕送りが必要です。
「仕送りをしていない」「これから仕送りをする」等の状況では扶養を認められません。

仕送りの証明は仕送状況を客観的に証明できるものが必要です。被保険者(本人)から扶養申請者へ仕送りがされていることがわかるよう、「仕送り元」「仕送り先」「仕送り額」「仕送り期間」が確認できる証明書を提出してください
手渡しなど第3者が証明できない場合は認められません
・銀行振り込みのコピー
・預貯金通帳のコピー
・現金書留の控え 等

⑥扶養申請について、提出が10日以内に申請ができなかった方について記入してください。
(原則、扶養認定日は人事担当者へ書類が提出された日になり、延滞理由記入された方については認定日を申請日まで10日間遡ります)

⑥延滞理由 (10日以内に提出できなかった場合に記入してください)

理由: 提出書類が10日間で揃わなかった為

事業所受付年月日 令和 年 月 日

事業所 労務担当者

会社人事担当者が証明してください
事業所受付年月日に書類を受付けた日を記入してください。(扶養認定日となります)

添 付 書 類 説 明

書類の種類	対象者	書類	書類発行場所	その他注意事項
*1 所得のわかる書類	無職の方	非課税証明書	1月1日に住所のあった市区町村	遠方の方は郵送で請求可 (請求方法は1月1日に住所のあった市区町村へお問い合わせください)
	お勤めの方 〈①～③のうちいずれか1部〉	①所得証明書		
		②直近の給与明細3ヶ月分のコピー ③年間収入見込みの証明書	現在、お勤めしている会社	
*2 退職のわかる書類	退職し扶養に入る方 〈①～③のうちいずれか1部〉	①退職証明書 ②-1 失業保険を受給する方は離職票のコピー ②-2 失業保険を受給しない方は離職票 ③源泉徴収票(退職の印あり)のコピー	お勤めしていた会社	
*3 任意継続資格喪失証明書	任意継続をされていた方 〈①か②のいずれか1部〉	①任意継続資格喪失証明書 ②社会保険離脱証明書	任意継続している健康保険	
*4 廃業届のコピー	自営業を廃業した方			税務署へ提出した控
*5 雇用保険受給資格者証	失業保険を受給している方 失業保険受給終了した方		ハローワーク	
*6 受給延長通知書	失業保険の受給を延長する方		ハローワーク	
*7 離職票	退職した方で 失業保険を受給しない	離職票-2	お勤めしていた会社	
*8 雇用保険未加入の証明	雇用保険に未加入の方 〈①～③のうちいずれか1部〉	①退職月の給与明細のコピー ②源泉徴収票(退職の印あり)のコピー ③雇用保険未加入証明書	お勤めしていた会社	
*9 確定申告書のコピー	事業収入・株・不動産等、 収入のある方	確定申告書		確定申告した控
*10 年金額のわかる書類	年金を受給されている方 〈①か②いずれか1部〉	①年金改定通知書のコピー ②年金振込通知書のコピー	日本年金機構	年金機構より6月頃自宅へ届く
*11 住民票		扶養申請者の同世帯全員の住民票 (続柄表記あり)	1月1日に住所のあった市区町村	遠方の方は郵送で請求可 (請求方法は1月1日に住所のあった市区町村へお問い合わせください)